### 税務訴訟資料 第263号-107 (順号12231)

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(○○)第●●号、平成●●年(○○)第●●号 法人税更 正処分取消請求上告兼上告受理申立事件

国側当事者・国

平成25年6月7日棄却・不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成23年4月20日判決、本資料261号-82・順号11672)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成23年11月29日判決、本資料261号-230・順号11820)

決 定

上告人兼申立人 株式会社A

同代表者代表取締役 甲

同訴訟代理人弁護士 大石 篤史 ほか

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 谷垣 禎一同指定代理人 山門 由美

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成25年6月7日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小貫 芳信

裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美

裁判官 鬼丸 かおる

# (別紙)

# 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

## 第2 理由

## 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項 所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実 誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しな い。

# 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。